

# 平成医療短期大学公的研究費等の管理・監査に関する規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、平成医療短期大学（以下「本学」という。）における教職員等の研究活動上の不正行為防止及び公的研究費等の管理・監査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「教職員等」とは、本学の教員、事務職員及び学生を言う。

2 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、平成医療短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程第2条第1号に掲げる行為をいう。

3 この規程において公的研究費等とは、文部科学省及び他府省等が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金等をいう。

4 この規程において公的研究費等の「不正使用」とは、次の各号に掲げる行為及びそれらの行為に助力することをいう。

(1) 架空の取引により公的研究費等を使用すること。

(2) 使用手続の内容と異なる物品の購入、機材の借用、出張、業務委託を行う等虚偽の手続に基づき公的研究費等を使用すること。

(3) 法令、公的研究費等の交付機関の定める規程、学校法人誠広学園及び本学の規程に違反し公的研究費等を使用すること。

5 この規程において「研究代表者等」とは、本学の専任教員で公的研究資金等を1人で実施する者、他の研究機関の研究代表者等から公的研究資金等の配分を受けた研究分担者をいう。

## 第2章 責任体制

(最高管理責任者)

第3条 学長は、最高管理責任者として、研究活動及び公的研究費等（以下「研究活動等」という。）の運営・管理に関し、最終的な責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第4条 事務局長は、統括管理責任者として、研究活動等の運営・管理に関し、最高管理責任者を補佐し、全体を統括する実質的な権限を有し、その責任を負うものとする。

(コンプライアンス推進責任者等)

第5条 各学科に学科内の研究活動等の運営・管理に、責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を置き、学科長をもって充てる。

2 学科の各専攻に各専攻内の研究活動等の運営・管理に、責任と権限を持つコンプライアンス推進副責任者を置き、専攻長をもって充てる。

3 公的研究費等の管理・執行に責任を持つコンプライアンス推進副責任者を置き、総務課長をもって充てる。

## 第3章 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

(事務等の分担)

第6条 公的研究費等の申請等諸手続事務、管理・使用に係る事務等について、本学が

行う事務等と教職員等が行う事務等の分担は、「日本学術振興会科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」に定めるところによるものとする。

(公的研究費等の事務の委任)

第7条 研究代表者等は、公的研究費等の交付内定(継続分を含む。)を受けたときは、その管理・使用に伴う事務等を、事務局長に委任したものとみなす。

(経理事務等の準拠)

第8条 公的研究費等の経理事務の取扱等について必要な事項は、別に定める。

(関係者の意識向上)

第9条 本学において、教職員等研究関係者は、研究活動倫理と公的研究費等の大切さと使命を認識し、適切な運営・管理を行うため、研修会への参加等を通じ意識向上に努めるものとする。

2 本学において、研究活動等を行う全ての構成員は、規程の遵守等についての誓約書を学長に提出しなければ、その運営・管理に関わることができない。

(相談窓口)

第10条 公的研究費等の使用ルール、事務手続きに関する相談窓口は、事務局総務課とする。

2 相談窓口責任者は、事務局総務課長をもって充てる。

(不正関与業者の取扱)

第11条 公的研究費等の使用に関して、不正行為等に関与した業者に対して、最高管理責任者は厳正な措置を行うものとする。

#### 第4章 不正行為等を防止する取組

(不正行為等防止の取組)

第12条 最高管理責任者は、不正行為等を防止する取組みを行うため、不正防止委員会を設置する。

2 研究活動の倫理教育を行うため、研究倫理教育責任者を置き、最高管理責任者をもって充てる。

(不正防止委員会)

第13条 不正防止委員会は次に掲げる者委員をもって構成し、委員長は統括管理責任者とする。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 学科長
- (3) 専攻長
- (4) 事務局総務課長
- (5) 事務局学務課長

2 不正防止委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 不正行為等を発生させる要因を把握し、改善策を講じること。
- (2) 不正行為等防止計画の策定、実施及び検証に関すること。
- (3) 第15条に定めるモニタリングに関すること。
- (4) 第16条に定める内部監査に関すること。
- (5) 定期的な研究倫理教育及び公的研究費等の不正防止のためのコンプライアンス教育を実施し、履修した教職員に対して履修証明書を発行すること。
- (6) 研究活動等に参加する学生に対して研究倫理教育の実施を推進すること。
- (7) その他研究活動、運営及び管理の不正防止に関すること。

3 委員長は前項に定める事項の実施及び結果について、最高管理責任者に必要に応じ報告を行うものとする。

4 最高管理責任者は、前項の報告を受け適切な対応を指示するとともに、活動状況を掌握しておくものとする。

5 委員会の事務は、事務局総務課が行う。

(教職員等の責務)

第14条 本学の教職員は、不正防止委員会の取組に協力し、公的研究費等の適正な運営・管理に努めるものとする。

## 第5章 監査体制

(日常的モニタリング)

第15条 公的研究費等の適正な運営・管理を徹底するため、日常的なモニタリングを行い、不正防止に努めるものとする。

2 モニタリングの実施及び方法等は、不正防止委員会において決定する。

(内部監査)

第16条 公的研究費等の適正な運営・管理の状況等について、必要に応じ内部監査を行うものとする。

2 内部監査の実施及び方法等は、不正防止委員会において決定する。

## 第6章 その他

(公的研究費等の運営・管理体制の公表)

第17条 公的研究費等を適正に運営・管理する体制を学内外に公表するものとする。

(関係書類の整理・保管)

第18条 公的研究費等に係る関係書類は研究者ごとに整理し、交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、公的研究費等の適正な運営・管理に必要な事項は最高管理責任者がこれを定める。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。